

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年7月19日(2018.7.19)

【公表番号】特表2017-517331(P2017-517331A)

【公表日】平成29年6月29日(2017.6.29)

【年通号数】公開・登録公報2017-024

【出願番号】特願2016-572255(P2016-572255)

【国際特許分類】

A 6 1 M 5/50 (2006.01)

A 6 1 M 5/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 5/50

A 6 1 M 5/00 5 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年6月7日(2018.6.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

閉鎖された遠位端、近位端の開口および該開口に隣接した取り付け部材を有するプラスチック製の遠位カバー部と、

前記取り付け部材に係合するプラスチック製の近位カバー部であって、ユーザ分離可能部分を画定する破断可能な薄肉境界部を有する近位カバー部と、
を備えるペンニードル用外側カバー。

【請求項2】

前記ユーザ分離可能部分を前記近位カバー部に接続するリビングヒンジを前記近位カバー部に含むことで、前記薄肉境界部が破断されたときに前記ユーザ分離可能部分の旋回が許容されることを特徴とする請求項1に記載のペンニードル用外側カバー。

【請求項3】

前記リビングヒンジが、前記薄肉境界部を2つのセグメントに分割することを特徴とする請求項2に記載のペンニードル用外側カバー。

【請求項4】

前記薄肉境界部が、前記近位カバー部から完全に取り外すことができるユーザ分離可能部分を画定していることを特徴とする請求項1に記載のペンニードル用外側カバー。

【請求項5】

前記薄肉境界部が連続的であることで、閉じた形状を画定することを特徴とする請求項4に記載のペンニードル用外側カバー。

【請求項6】

前記取り付け部材が前記遠位カバー部の前記開口に隣接するフランジを含むことを特徴とする請求項1ないし請求項5のいずれかに記載のペンニードル用外側カバー。

【請求項7】

前記取り付け部材は、前記遠位カバー部の前記開口の周囲に実質的に伸びるフランジを含み、前記近位カバー部が前記フランジ上にスナップ嵌合することを特徴とする請求項1ないし請求項6のいずれかに記載のペンニードル用外側カバー。

【請求項8】

前記遠位カバー部および前記近位カバー部は射出成形されたポリエチレン製のものであり、前記薄肉境界部が0.004から0.012mmの範囲の厚さを有していることを特徴とする請求項1ないし請求項7のいずれかに記載のペンニードル用外側カバー。

【請求項9】

前記ユーザ分離可能部分は、その外端に指プルタブを有することを特徴とする請求項1ないし請求項8のいずれかに記載のペンニードル用外側カバー。

【請求項10】

前記遠位カバー部が第1ラッチ部を含み、前記近位カバー部が前記第1ラッチ部と係合するように構成された第2ラッチ部を含むことを特徴とする請求項1ないし請求項9のいずれかに記載のペンニードル用外側カバー。

【請求項11】

前記第1ラッチ部は、前記ユーザ分離可能部分が前記薄肉境界部で分離された後に、前記第2ラッチ部に解除可能に再係合することができることを特徴とする請求項10に記載のペンニードル用外側カバー。

【請求項12】

前記遠位カバー部の側壁が第1ラッチ部を含み、前記指プルタブが前記第1ラッチ部に係合するように構成された第2ラッチ部を含むことを特徴とする請求項9に記載のペンニードル用外側カバー。

【請求項13】

前記第1ラッチ部は、前記ユーザ分離可能部分が前記薄肉境界部で分離された後に、前記第2ラッチ部に解除可能に再係合することができることを特徴とする請求項12に記載のペンニードル用外側カバー。

【請求項14】

前記第1ラッチ部が側方突出部を含み、前記第2ラッチ部が前記側方突出部を補足するように構成された開口を含むことを特徴とする請求項13に記載のペンニードル用外側カバー。

【請求項15】

前記近位カバー部が透明であることを特徴とする請求項1ないし請求項14のいずれかに記載のペンニードル用外側カバー。

【請求項16】

ハブおよび該ハブに軸方向に固定されたカニューレと、
請求項1ないし請求項15のいずれかに記載のペンニードル用外側カバーと、
を備えるペンニードルアセンブリ。